## 連帯保証人となられる方へ

# 滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与制度 連帯保証人についての重要なご説明

本制度の申請にあたり、連帯保証人を必ず2名立てていただく必要があります。

連帯保証人となられる方は、以下に記載する制度概要や連帯保証人の性質をご理解いただいた上で貸与申請書にご署名いただきますようお願いします。

### ■滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与制度について

滋賀県内の看護師等の充足を図ることを目的とした貸付制度ですので、<sup>(※)</sup>返還免除の条件を満たさない場合は貸し付けた金額を返還していただきます。

※卒業後、引き続き貸与を受けた期間以上県内の医療機関等で就業することが返還免除の条件です。養成施設を退学しとき、免許の資格試験に不合格となったとき、免除条件を満たす前に県内の医療機関等において業務に従事しなくなったときに返還が生じます。

## ■連帯保証人とは

連帯保証人とは、貸与を受ける者(被貸与者)が負担する債務について、被貸与者と連帯して同じ責任 を負っていただく保証人のことで、以下の(1)~(3)の性質があります。

- (1)「催告の抗弁権」がない…「まず先に被貸与者から請求してください」と主張することはできません。
- (2)「検索の抗弁権」がない…債務を返済できるだけの資力が被貸与者にあることを連帯保証人が立証しても、「被貸与者の財産から取り立ててください」と主張することはできません。
- (3)「分別の利益」がない…「連帯保証人の人数均等割りで返済します」と主張することはできません。 例えば、被貸与者が 100 万円の貸与を受けた場合、連帯保証人の人数によらず連帯保証人はそれぞれ 100 万円の保証債務を負うこととなります。

被貸与者が卒業後に返還免除の通知を受けるまで、あるいは返還が終了するまで責任を負いますので、 被貸与者が債務を返済しない場合、連帯保証人は被貸与者の代わりに債務を返済する義務を負うことになります。

#### ■貸与額・返還額について

貸与金額は<sup>(※)</sup> 月額 22,050 円であり、1 年単位の申請になります。(次年度も貸与を希望される場合は継続申請が必要となり、連帯保証人の方へも再度署名をいただきます。)

(※ただし、高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免を受ける者のうち減免区分が第 I 区分 (満額の支援) の者については、月額 18,600 円となります。)

- ・返還期間は貸与を受けた期間と同じ期間以内に返還しなければなりません。
- ・修学資金は無利子ですが、県の指定する納入期限までに納付しなかった場合は延滞金(年率 14.5%)が発生し、延滞金も連帯保証人が返済しなければならない金額に含まれます。